

# 資本制的所有權の社會的構造

——レンナーの私法制度論によせて・その三——

加藤 正 男

第一項 所有權と契約

第二項 所有權の蓄積的構造

第三項 所有權と身分法

本稿は、わたくしが前に書いた「レンナーの法・所有權・労働契約論をめぐつて」(同志社法學九) および「社會生活と所有權・一序説」(佐々木惣一編・公法研究會二十周年記念論談『人間生活と法及び政治』所收) にひきつゞき、K. Renner, Die Rechtsinstitute des Privatrechts und ihre soziale Funktion, 1929 によせて書いたもの的一部分である。資本制的私法制度に關するレンナーの所論の中心が所有權理論であるという意味で、前掲の表題をつけた。

## 第一項

資本制社會においては、所有權は契約と結合して「資本」となる。たとえば、資本制的な所有權・労働契約の結合は生産資本となつて、独自の生産的な機能を營む。この點については、前にのべた(拙稿・同志社法學九)。(號の二特にその(一))。そこで次に、レンナーは、資本制的な所有權が賣買・消費貸借・借地などの諸契約と結合して独自の分配的な機能を營むことを論ずる。彼は、こうした機能の構造を、『資本論』の著者ととも(二)に要約する。すなわち、資本制社會においては、

剩餘價值(または剩餘生産物)は、資本家の間で、社會的資本のうち各資本家に歸屬する持分に比例して、配當として分配される。この姿態においては、剩餘價值は、資本に歸屬する利潤として現象する。利潤は、それ自身ふたたび企業者利得と利息とに分裂し、そしてこの二つのカテゴリーのもとでいろいろな種類の資本家たちの手に歸しうる。とはいえ、資本による剩餘價值のこの取得および分配は、土地所有によつて制限されている。土地所有者が、ふたたび資本家から地代の形態のもとで、この剩餘價值(または剩餘生産物)の一部分をくみだすのである。まず、所有権と賣買契約との結合から、はじめよう。――

(一) Renner, S. 108; K. Marx, Kapital, III, S. 874 (S. 355 f.) ——なお、レンナーは、第一に分配を生産から分離し、第二に生産に對する分配の優位を認めている。よかれあしかれ、彼の所論の一特色である。

## 一

一 まず、生産物に對する所有権は、賣買契約と結合して商品資本となり、利潤を取得するものである。レンナーによれば、單純商品生産または手工業生産においては注文生産であるから、その所有關係・讓渡行爲は「労働全收益」を實現する、とされる(この點は問題である。拙稿・同志社法學九號の一(二)註四をみよ。)しかし、資本制生産様式の成立、特にマニ

ユファクチュアおよび工場體制の成立とともに、市場においては、物は商品となり、資本家は商品所有者となる。資本家が、他の資本家と賣買するからである。そしてその場合、労働生産物の所有権は、現實に生産(加工)した労働者によつて取得されるのではなく、現實には生産しない資本家によつて取得される。すなわち、「商品の資本家的費用は資本での支出によつて計られ、商品の現實的費用は労働での支出によつて計られる」(1)。こうして所有権と賣買とは、生産的機能をもたないで、剩餘價值したがつて利潤を取得するのである(Renner, S. 83 ff.)。

こういつた所説に、つけくわえることがある。第一に、資本は、本來は社會的な存在であるにもかかわらず、

個人的に所有されているということ。すなわち、社會におけるすべての人は、資本の生産再生産に直接間接に參加するのでなければ生活できないようになっていゝるにもかかわらず、資本は、個人的に所有され、個人の利潤増殖のために運用されるのである。第二に、賣買契約の自由の原則の社會的意義について。すなわち、獨占資本の段階における附從契約においては、消費者の側には、資本の定めた條件を受諾するか拒否するか（たとえば資本の設定した定價で買うか買わぬか）の二者選一の自由が存在するのみである。<sup>(11)</sup>

(一) Kapital, III, S. 48 (III I, S. 2 f.) なお、『資本論』からの引用について、拙稿・同志社法學九號の一(二)註六をみよ。

(二) これらの點について、例、末川博『債權各論』第一部二六一七頁、山中康雄『契約總論』その他同氏の諸書の隨所をみよ。

二 以上のところでは、資本家および資本が三つの形態をもつ、ということが前提されている。すなわち、資本家は、第一に所有者、第二に生産手段の買主および商品の賣主、第三に労働の使用者。これに對應して資本は、第一に貨幣資本、第二に商品資本、第三に生産資本。もつとも、これらの資本は、ここでは「産業資本の特殊的な諸機能を示すにすぎない。産業資本は、これらの形態を三つながら相ついでとる。」<sup>(12)</sup>しかし、やがて商品の賣買に商人が關與すると、商業資本が獨立するものである。そこで、以下、「商業資本」について。商業資本は商品取扱資本と貨幣取扱資本との二つの形態にわかれるのであるが、特に「商品取扱資本」に限定するというならば、それは「貨幣えの轉形過程を通過すべき、市場で商品資本としての機能を果すべき、生産者の商品資本」以外の何ものでもない。ただこの機能がいまや「資本家の特殊部類たる商品取扱業者の専門的操作としてあらわれ……る」というだけのことである。したがつて、この資本は、生産的機能・労働とまったく無關係であるにもかかわらず、利潤を取得するのである。(Renner, S. 72 ff.)

ここで、商・資本が法上いかに把握されるか、についてふれておこう。商は、いいかえれば企業である。企業

は、資本の統一的な生活體である。それでは、企業における資本はどうであるか。第一に、それは企業の物的要素である。この意味における資本の法的把握は、資本の形成・調達・維持・計算書類における資本の取扱、財産評價の問題、などである。第二に、「資本所有」における資本の把握。この場合の資本の支配は、資本所有者をとおして實現される。社員や株主の權利・社員總會や株主總會の地位および權限の問題などが、この意味における資本の法的把握である。第三に、「資本機能」における資本の把握。資本機能の擔い手は、企業者または經營者である。取締役會の權限の問題・商行爲法の規定などが、この意味における資本の法的把握である。<sup>(三)</sup>

(一) Kapital, II, S. 48 (S. 26)

(二) Kapital, III, S. 300 (III I, S. 263) 「なお、紙數關係で、レンナー自身の所論をくわしくのべえなかつた。

(三) 企業・資本の法的意義について、例、實方正雄『商法學總論』四七頁以下、八二頁以下。なお、山中『市民社會と民法』一五七頁以下。

## 二

所有權は、消費貸借と結合して貸付資本とくに利息附（有償）資本となり、利息を取得するものである。

一 ます、貨幣について。なぜなら、資本制社會においては、貨幣の消費貸借が最も重要であるから。勞働生産物の配分は、交換を通じて、價值法則によつて、商品關係として、規制される。一對の牛—一ポンドの銀という場合、牛は相對的價值形態にあり、銀は等價形態にあるという。交換の發展は一般的等價形態を必要とする。貨幣は、こうした機能に最も適したものと<sup>(一)</sup>して發生したものである。貨幣の機能には、價值尺度・流通手段・支拂手段および蓄藏貨幣としての機能などがある。そして、一般的等價形態である貨幣は、まず商品形態となり、次に資本形態となり、さらに商品形態となる。すなわち、「貨幣……は、資本に轉化されるのであつて、この轉

化により、ある與えられた價值から、みずからを増殖し増加する價值となる。……かようにして貨幣は、それが貨幣としてもつ使用價值のほか、一つの追加的使用價值、すなわち資本として機能するという使用價值を受けとる。貨幣の使用價值は、この場合にはまさに、資本に轉化した貨幣が生産するところの利潤に存する。可能的資本としての利潤を生産するための手段としての・この屬性において、貨幣は商品——といつても獨自な種類の商品——となる。または……資本は資本として商品となる。」<sup>(11)</sup>貨幣の發展とともに、消費貸借は、それ以前と異り、大たい有償となるにいたるのである。(Renner, S. 78 ff.)

ここで、貨幣とその所有權との特質について要約しておこう。まず、「物」としての貨幣の特質は、交換價值の擔い手としてまつたく個性を缺いているから、有體物ではあるが、まつたく觀念的存在だ、ということである。そこで、貨幣所有の特質は次のとおりである。第一に、貨幣の所有が直接に貨幣を支配しうべき状態は、貨幣の占有がある場合のみである。したがつて、貨幣がその所有者の占有中に存在しない場合には、貨幣所有は一定量の交換價值の給付債權として存在するほかはない。貨幣の占有と債權というこの二つの形態は、近代法の體系においては全く對立するものであるにもかかわらず、いづれも、觀念的な交換價值支配權の現象形態にすぎない。第二に、占有された貨幣は物權的請求權によつてはとりあげられず、債權的にとりあげられる場合にもどの貨幣で給付してもよいのであるから、占有は當然に所有である。<sup>(12)</sup>

(11) Vgl. Kapital, Buch I, Absch. 1.

(12) Kapital, III, S. 370 (III I, S. 322) f.

(13) 貨幣とその所有權との特質について、末川『私法の基胎』三〇頁以下、川島武宜『所有權法の理論』一九七頁以下。

二 次に、所有權と消費貸借との結合について。第一に、商品の消費貸借も、ほかの法律制度と同じように、

法的構造と社會的經濟構造とに區分されるものである。それは法的には契約であるが、こうした法的形式は内容そのものを規定することはできないのであつて、内容を表現するものにすぎない<sup>(一)</sup>。すなわち、消費貸借は、法的には所有權を讓渡するが、社會的經濟的には等價交換をしない。このことは、労働契約・賣買などにおけるよりも明かである。その上、消費貸借は、「資本家—所有者」とならんで「資本家—借主」を生ぜしめるところの法的取引にすぎないのであつて、眞の社會的經濟的循環過程ではない。なぜなら、貸附けられた資本は社會的經濟的過程においてはただ一度機能するだけであるから。資本の返還も、同じく法的な契約の履行にすぎず、社會的經濟的過程の結果でも成果でもない。この場合には、資本は生産のみでなく分配からも分離している。したがつて、利息附資本は「一つの純粹に法的過程」を實現するにすぎないのである。第二に、借主の對價である利潤の一部分を利息に轉化させるのは、一方においては貨幣資本家え、他方においては企業者・機能資本家または能動資本家（産業資本家および商業資本家）え、の資本家の分裂と、彼らの諸機能の分裂とである。この際にも、利息附資本家から企業者え移されるものは、労働に對する所有權の支配である。利息の支拂後なお企業者の手に残る利潤の部分は、企業者利得とよばれる<sup>(二)</sup>。企業者が貨幣資本家から資本を借りるとすれば、前者が後者に支拂うところの利息は、總利潤のうち單なる「資本所有としての資本所有」（マルクス）、虚有權 *nuda proprietas*、法的處分可能性（レンナー）に歸屬する部分として現象する。これに對立して利潤のうち企業者に歸屬する部分は資本の「機能」から發生するところの、企業者利得として現象するのである<sup>(三)</sup>。第三に、かくして利息附資本は、「機能としての資本」に對立する「所有としての資本」である。すなわち、それは、(1)機能資本に對立し、賃銀労働には對立しない。(2)所有者の手の中では機能しないで、企業者の手の中で機能する<sup>(四)</sup>。そして、利息は、(1)二人の資本家の間の一關係であつて、資本家と労働者との間の一關係ではない。(2)監督は、社會的には労働ではない

(法的には労働契約によつて成立するが)。(3) 監督貸銀は、企業者利得とは異なるものである。<sup>(五)</sup>

以上を要するに、利息附資本において、資本關係は「その最も外面的で最も物神的な形態」をえる。資本が、利息の、資本自身の増殖の、神秘的で自己創造的な源泉として現象する。「物がいまや單なる物としてすでに資本」である。社會的關係は、物である貨幣がそれ自身に對する關係として完成されている。<sup>(六)</sup>レンナーも結論する。

「利息附資本において、所有權の分配的作用は純粹にあらわれる。なぜなら、所有權客體は、所有者の手中において絶對的に無機能的であつて、客體を活動的占有者に移し、かくして機能をおこなわしめるためには、法規により所有者に與えられた占有を、貢納を對價として私的契約により彼から解かねばならないからである。」(Renner, S. 85)「所有權は、單なる權利名義にまで滅殺される。所有權主體は、労働によつても他のいかなる機能によつても、客體を經濟的に處理しない。所有者は單に、その客體を一定の期間・他人に交付することによつて、自分自身から客體を剝奪することによつて、彼の權利を行使するにすぎない。」(S. 89)

ここで、所有權と、金融手段としての消費貸借と、の社會的構造について附加しておかう。それには、消費的金融と企業金融との二形態が存在するものである。第一に、一般個人の生活費・醫療費などの消費的金融を目的とするもの。それは、高利貸と高利債務者との關係である場合が少くない。そして、最初わづかの金錢を借りたため、また先祖傳來の借金のために、最後には全資産の喪失・身賣・一家離散などの悲劇をもたらすこともある。第二に、企業金融のための消費貸借においては、企業金融に投資した債權者の地位が、保障されない場合もある。すなわち、そうした保障制度があらわれないかぎり、企業者の支拂不能・意識的な不支拂などによつて、一般小額資金の所有者が全資産を失うことがありうるのである。<sup>(七)</sup>

(一) Vgl. Kapital, III, S. 372 (III I, S. 323 f.) — なお、レンナーは、法律制度を法的構造と社會的經濟的機能とに區

- 分しているが、同時に、法律制度を規範の總體ともいう。この點でも、彼の所論はあいまいではあるが、論者(吉岡・法學論叢五二)の解釋するように、法律制度は法論理的構造とのみ理解してゐるのではない(なお拙稿・同志社法學九號の一をみよ)。
- (一) Vgl. Kapital, III, S. 389 (III I, S. 341) ff. (二) Kapital, III, S. 408 f. (III I, S. 359)
- (三) Kapital, III, S. 414 (III I, S. 365) f. (四) Vgl. Kapital, III, S. 418 (III I, S. 369) ff.
- (五) Kapital, III, S. 426 (III I, S. 377) f. — なお、以上の『資本論』研究については、レンナーのほかに、たとえば、  
コフマン監集『經濟學』三(廣島定吉ほか共譯)をみよ。
- (六) 消費貸借の社會的構造について、末川『債權各論』一一六—七頁以下、戒能通孝『債權各論』一五七頁以下。

## 三

一 土地所有權は、法的には、地球の一定諸部分に對する所有者の支配である。しかし、社會的經濟的には、借地契約(小作または賃貸借)と結合して農業資本となり、地代その他を取得するものである。

そこで、まず、土地所有權(および借地)が資本制生産様式に依存する點は、次のとおりである。「資本制生産様式が土地所有を、一方では支配およびいれい屬諸關係からすつかり解放し、他方では労働條件としての土地を土地所有および土地所有者……からまつたく分離するということ、……こうしたことこそは、資本制生産様式の偉大な成果の一つである。かようにして土地所有は、……その純經濟的な形態をうけとるのである。」次に、こ  
こでも、所有權は本質的な機能である占有的機能および生産的機能をもたず、純粹に分配的に機能する。換言すれば、地代を取得するのである。すなわち、土地所有者は、「彼らの關與なしにもたらされた社會的發展の成果を彼らの私的ポケットに収めるのである、——生れながらの果實消費者。」<sup>(二)</sup> いうまでもなく、地代は土地そのものの果實ではないが。



しかし、土地所有権は、ある特定の發展高度に達すると資本制生産様式の立場からしても、「餘計な且つ有害なもの」<sup>(三)</sup>として現象するということによつて、その他の種類の所有権とは相違しているのである。第一に、土地所有権および借地は、地代に、借主が土地に投下した資本の利息をつけくわえるものである。これらの諸投資は土地を單なる土地物質 *Erdmaterie*, *terre-matière* から土地資本 *terre-capital* に轉化させる。したがつて、資本制的分配法則によつて、借主は利息を計上されるはずである。しかし、土地所有権と借地とは、「本來的地代と、土地に合體された固定資本の利息：…との區別」を明かに示す。また、「けつきよくは土地所有者の手に歸するのであり、またこの資本の利息は土地所有者の地代をぼろ脹させる、」<sup>(四)</sup>ということを示す。なぜなら、借地農業者は、あらゆる改良や支出をさけるからである。したがつて、それは「合理的農業の最大障がいの一つ」<sup>(五)</sup>である。のみならず、資本制生産様式の高度の發展をさまたげるものである。第二に、土地所有権および借地は、勞賃・平均利潤および固定資本をも地代につけ加えるものである。「もし借地農業者が、彼の勞働者の標準的勞賃または彼自身の標準的平均利潤からの一控除分をなす或る借地料を支拂うとすれば、彼は、地代を：…支拂うのではない。」<sup>(六)</sup>要するに、土地所有権と借地とが取得するものは地代のみではなくなるのである。

日本の所有権・小作については、右のレンナーの所論のほか、次のようなことがいわれうる（小作のほかの契約についてもあるていどそうである）。(1) 現範關係における有限性の缺除。これは、「權利義務の *Cosmos*」<sup>(M. Weber)</sup>の有限性と對比される。否、小作關係は自由な契約關係ですらなく、權利義務的對抗關係としても確立していない。家父長制的人情關係は、この點をきそとする。こゝでは、規範の明確性や獨立性（特に小作契約書の作成による）は確立していない。(2) このような小作關係は明治以後しだいに解體したが、また再編成された。すなわち、——第一に、家父長制的人情關係から近代的な收取關係え。第二に、資本制生産様式に由來す

る權利義務的對抗關係え（特に小作爭議）。こうした解體に對して、これを再編成しようとする封建的支配者の試みは、次のとおりである。第一に、絶對制權力（特に警察・地方自治團體の）の赤裸々な發動。そして、司法の媒介は少なかつた。第二に、近代法は、抽象的な構造をもつため、同時に封建的支配關係を Over し、小作關係における權力を司法の媒介によつて支えた。このような封建的小作關係の解體と再編成とは、日華事變以後ますます發展して、敗戦を迎えたのである。<sup>(七)</sup>

(一) Kapital, III, S. 666 (III II, S. 157) — なお、以下の『資本論』研究につき、レンナーのほか、例、リュビーモフ『地代論』（松村四郎譯）をみよ。

(二) Kapital, III, S. 668 f. (III II, S. 159)

(三) Kapital, III, S. 671 (III II, S. 162)

(四) Kapital, III, S. 670 f. (III II, S. 161)

(五) Kapital, III, S. 669 (III II, S. 159)

(六) Kapital, III, S. 804 (III II, S. 288)

(七) 前近代的小作の解體と再編成については、戒能・前掲書二六九頁以下、川島『法社會學における法の存在構造』一八三頁以下。

二 所有權と抵當。抵當については基本的には小作についてと同じことがいえるが、そこには小作とは逆の現象が生ずるものである。すなわち、小作においては、地代が利息を吸収する。これに反して抵當においては、利息附資本が土地所有を從屬させるのであつて、中農的土地所有の支配的などころでは所有者は同時に小作農業者であり、小農的土地所有の支配的などころでは所有者は同時に小農および労働者である。ところで、小農が土地所有を取得するには、三つの場合が可能である。このいづれの場合でも、土地所有は利息附資本によつて收奪される。第一に、小農が土地の代價と企業資本とを所有している場合。この場合、彼は利息附資本により

企業者・労働者として失う。すなわち、「土地を購入するための貨幣資本の支出は、農業資本の投下ではない。この支出は、小農たちが彼らの生産部門そのもので自由にしうる資本を、それだけ減少させる。」<sup>(1)</sup>しかし、彼はそれ以上の収奪はうけないのであつて、失うところのものを所有者として取得する。第二に、彼が企業資本のみを所有し、土地代價はこれを抵當權設定契約によつて借りる場合。この場合には、レンナーによれば、小農は法的「所有權」はもつが、經濟的所有權はもたず、<sup>(S. 100. レンナーのいわゆる法的所有權および經濟的所有權については、本稿二二三頁をみよ)</sup>利息附資本のぎせいとなる。第三に、彼が土地代價のみを所有し、企業資本を抵當の設定によつて借りる場合。この場合には、第二の場合と同じ關係が後に生ずる。こうして、利息附資本は大土地所有の役割を奪い、自動的に地代を奪う。そして同資本は生産様式を石化し、その上に寄生する。すなわち、「分割地所有は、その本性上、労働の社會的生産諸力の發展、労働の社會的諸形態、諸資本の社會的集積、大規模な牧畜、科學の累進的應用、を排除する。」<sup>(2)</sup>したがつて、土地所有權は、ただに反社會的であるだけでなく、商業資本・高利資本から産業資本への資本制の發展をすらさまたげるのである。(Renner, S. 99 ff.)

こゝで、所有權・抵當權の社會的構造につき、要約しておこう。まず、抵當權は、資本制社會において、債權擔保の機能を最もよく達するものである。すなわち、それは、一方において資金の獲得手段として産業資本主義の發展をささえるのみではなく、他方において純粹な投資手段として金融資本主義の發展を支持する。「價值權」それは、實に、いわゆる資本制的近代法における債權の優越的地位の一つの契機である。<sup>(3)</sup>次に、レンナーの所論に關連して附加するならば、——第一に、抵當權は、なるほど利益權には干渉しない。しかし、それは、抵當權が靜止する間のみである。一たび交換價値の實現のために目的物を競賣に附せば、抵當權の設定後にその物の上に築かれた利益權は原則として消滅してしまふ。第二に、抵當によつて、企業者は企業から得る利潤の大部分を抵

當利息として奪われる。また、一たび企業に失敗すれば、抵當權のために企業自體を處分され、企業者としての地位を失う。このようにして、小農業が抵當權に苦しめられるのみではなく、産業資本家は金融資本家によつて征服されるのである。

(一) Kapital, III, S. 862 (III II, S. 345)

(二) Kapital, III, S. 859 (III II, S. 341)

(三) 近代法における債權の優位について、我妻榮・志林二九—三一卷。特に抵當權の社會的構造につき、A. Leist, Privatrecht u. Kapitalismus, S. 1 ff., S. 271 ff., 我妻・前掲二九10。

## 第二 項

所有權は、資本制生産様式の一定の發展によつて、蓄積的な機能の構造をもつにいたるものである。まず、剩餘價值は、資本價值の週期的增加分としては、資本から生ずる所得という形態を受けとる。この所得が資本家にとつて消費ファンドとしてのみ役だつ場合が、單純再生産である。<sup>(一)</sup> 累進的にヨリ多く生産され、ヨリ多く消費され、かくしてまたヨリ多くの生産物が生産手段に轉形される。この過程は、資本の蓄積としてはあらわれず、したがつてまた資本家の機能としてはあらわれない。<sup>(二)</sup> しかし、次に、資本家は全所得の一部分をもつて、資本の「擴大再生産」すなわち「蓄積」をおこなう。資本の蓄積とは、剩餘價值の資本への再轉化、<sup>(三)</sup> 同時に不變資本と可變資本とえ・生産ファンドと勞働ファンドとえ・の再轉化、である。そして、所有權の蓄積的な機能・構造は、次のような革命的な性格をもつにいたるものである。まず、資本家における革命的な性格。<sup>(四)</sup> 資本家は、彼が人格化された資本であるかぎりでのみ、一つの歴史的價值をもつ。そのかぎりでのみ、彼自身の暫時的必然性が、資本

制生産様式の暫時的必然性のうちに含まれている。しかしそのかぎりでは、使用価値および享樂がではなくて、交換価値およびその増加が、彼の推進的動機である。價值増殖の狂信者として、彼は顧慮するところなく人類を強制しつゝ生産のための生産をおこなわしめ、かくして社會的生產諸力の發展をおこなわしめ、また各個人の完全で自由な發展を基本原理とするヨリ高度な社會形態の唯一の現實的きそでありうるところの、物質的生產諸條件の創造をおこなわしめる。したがつて、資本家自身の私的消費は、彼にとつては、彼の資本の蓄積に對する盜奪という意義をもつものである。次に、全經濟組織に對する革命的な性格。資本は、たえず新しい投資領域を求めらる。第一に、植民地に。第二に、内國的に商業資本または利息附資本として。この第二は、労働の生産力を高めないから、産業資本に轉化する。このようにして、所有權の全進化力は、その蓄積的機能において初めてあらわれるのである。(Renner, S. III)

なお、レンナーは、法的所有權と經濟的または資本的所有權とを區別している。前者は、法上の物の直接的絶對的支配であり、(ただし彼が所有權と占有權とを混同しているようにみえる個所も、存在する。本稿二二二頁) 後者は、經濟的に資本の機能をいとむ所有權である。兩者は必ずしも一致せず、むしろ多くの場合において、まったく一致しないものである。次にのべる法的收奪と經濟的または資本的收奪も、これに照應するものである。

次に、所有權の蓄積的機能・構造に關連して、所有權の收奪 Expropriation につきて (Renner, S. III)。まず、右の蓄積的機能によつて、所有權の收奪はその終結に達する。いかえれば、商品生産上の所得法則は、資本制的取得の法則に轉變する。すなわち、各個の取引がいつでも商品交換の法則に照應し、資本家はたえず労働力を購買し労働者はたえず労働力を販賣するかぎりでは、明かに商品生産および商品流通に立脚する取得法則また

は私的所有法則は、それ獨自の內的な避けることのできない辯證法によつて、その正反對物に轉變する。勞働力のたえざる賣買は、形式である。その内容は、資本家がたえず對價なしに取得するところの既に對象化された他人の勞働の一部分を、ヨリ多量の他人の生ける勞働とたえず交換するということである。本源的には、所有權は自己の勞働に立脚するかにみえた。しかしいまや、所有は資本家の側では他人の不拂勞働またはその生産物を取得する權利として、勞働者の側では彼自身の生産物を取得することの不可能性として、あらわれる。所有と勞働との間の分離は、外觀的にはそれらの同一性から生じた一法則の必然的な結果となる。要するに、資本制的取得様式は商品生産の本源的法則を傷つけるようにみえるが、決してこの法則の侵害から生ずるのではなくて、むしろ反對にこの法則の適用から生ずるのである。<sup>(五)</sup>次に、所有權の經濟的資本的收奪と法的收奪との對比。經濟的資本的收奪は資本制の發展の主な原動力であるが、法的收奪はそうではない。後者は、取得傾向が賃銀勞働者の缺乏によつて弱められたかぎりにおいて、または蓄積の原野が求められねばならないかぎりにおいてのみ、おこなわれるにすぎない。けだし、單純再生産は、資本家と勞働者との資本關係そのものを生産するが、同ように擴大再生産・蓄積は、擴大された資本關係を再生産する。すなわち、一方の極にはヨリ多くの資本家またはヨリ大きな資本家を、他方の極にはヨリ多くの賃銀勞働者を再生産するのである。<sup>(六)</sup>さらに、所有權の收奪にはいろいろある。第一に資本制の成立期における民衆からの收奪。たとえば、土地所有者・手工業の親方などからの收奪。第二に、資本制の解體における「收奪者の收奪」、すなわち收奪者たちも收奪される。以上は、おそらく「資本制蓄積の歴史的傾向」の要約であるが、このほか第三に、第一次世界大戰の經濟變動における、一軍の民衆からの收奪が存在する<sup>(七)</sup>のである。〔Renner, S. 115 f. u. Anm. (2)〕

こゝで、社會的總資本の再生産が資本制社會の危機の原因の一つであることについて、つけくわえておこう。す

なわち、再生産の不均衡、または商品の貨幣への轉化の困難さ、がこれである。單純再生産においても、次のような不均衡が存在する。交換價値的な面からみれば、生産手段の生産部門における $100C$ (不變資本) $+20V$ (可變資本) $+20M$ (剩餘價値) $\parallel 140$ のうち $100C$ は、その部門の中ですでに實現される。 $20V+20M$ は、消費手段の生産部門における $40C+8V+8M$ のうち $40C$ と交換されることによつて、實現される。消費手段の生産部門における $8V+8M$ は、その部門の中で實現される。すなわち、完全な均衡が存在する。しかし、資本制生産が無政府的商品生産であるかぎり、さうなことは偶然的に存在するにすぎない。同じく、使用價値的な面からみれば、不均衡はいちじるしい。さらに、社會的總資本の擴大再生産においては、右の不均衡が擴大再生産される。すなわち、商品の貨幣への轉化は、ひじょうに困難である。それは、外國貿易によつて一國の中でかりにひぼうされたとしても、世界資本制社會における總資本の再生産の不均衡を解決するものではない。<sup>(八)</sup>ここに、恐慌の根據が存在するのである。

(一) Kapital, I, S. 594 (S. 529) — なお、以下の『資本論』研究については、レンナーのほかに、例、ローゼンベルグ『註解』1の2 (梅村二郎譯) 四六九頁以下をみよ。

(二) Kapital, I, S. 628 (S. 561 f.) したがつて、蓄積 Akkumulation は、貯蓄 Sparen と同じではない。後者には儉約 Haushalten もふくまれるから。労働者も檢約することはできるが、蓄積することはできない。

(三) Kapital, I, S. 607 (S. 542) (四) Kapital, I, S. 621 (S. 555) f.

(五) Kapital, I, S. 612 (S. 546) f. — なお、Kapital, I, S. 616 (S. 550 f.) どうう。「取得様式は、商品生産に適合した所有權に何らの影響もおよぼすことなしに、一つの全體的な變革を経験することができる。この同じ權利は、端初—そこでは生産物は生産者に屬するのであり、また等價物同志が交換されるのだから、生産者は自分の労働によつてのみ富むことができる—」におけると同ように、資本主義時代—そこでは、社會的富が、たえず増大するていどにおいて、たえず新たに他人の不拂労働を取得しうる人々の所有となる—においても有效である。…商品生産がそれ自身の内在的諸法則にしたがつ

て資本制生産に發達するのと同じで、商品生産の所有法則が資本制的取得の法則に轉變する」。

(六) Kapital, I, S. 645 (S. 578)

(七) Vgl. Marx, Kapital, I, S. 801, (S. 726) ff. レンナーは「資本制蓄積の歴史的傾向」を「歴史家の目をもつて」具體的に讀みとらねばならないとして、本文第三の現象その他一・二の現象をあげている。——なお、獨占資本のもとでも、資本の本源の蓄積と絶對主義とはおこなわれうる(例、風早八十二『日本社會政策史』をみよ)。

(八) Vgl. Kapital, bes. Buch II; 市民社會と國家の危機について、山中『契約總論』一二。

### 第三項

#### 一

所有權は、身分法と結合する。まず、所有權・家族とその人口的機能の構造について。最初に、エルプ・ウント・アイゲン(單純商品生産または手工業生産の所有關係。以下アイゲンと略稱する)から資本制的な所有權えの變化、および兩者とその人口的機能の對比(S. 193 ff. 199, 193 f.)。レンナーによれば、アイゲンは家族の生存きそであり、<sup>(一)</sup>アイゲンの人口的機能は家を中心として「満足に」いとなまれた。しかし、資本制的な所有權の人口的機能は家の外においておこなはれる。したがつて、アイゲンの人口的機能は所有者の家族に對してのみいとなまれたが、資本制的所有權のそれは多くの階級に對しておこなわれるものである。すなわち、年々才々、資本は資本家に利潤をもたらし、土地は土地所有者(Eigentümer)に地代をもたらし、勞働力は——正常な諸關係のもとでは——勞働者に勞働賃銀をもたらす。年々生産される總價值中のこれら三つの部分・およびこれに照應するところの年々生産される總生産物中の三つの部分は——こゝでは蓄積を度外視する——そのそれぞ



れの所有者 (Besitzer) によつて、年々その再生産の源泉を涸渇させることなしに消耗されうる。これらの三分は、資本家・土地所有者および労働者という三つの階級の年々の所得をなすものである。<sup>(iii)</sup> 以上の敘述でもわかるのであるが、ここでもレンナーは、アイゲンとその家族すなわち前近代的なものを、讚美しているようにみえるのである。<sup>(iii)</sup> (Renner, S. 124 ff.)

こゝで、資本制的近代社會の家と前近代 (特に封建制の中世) 社會の家とを對比しておこう。まず、内部的相違。すなわち、封建社會においては、家父長權的家族制度が存在する。特に、家父長と家族との間に養う者と養われる者との身分的支配服従の關係が強い。そして、家父長權は親權・夫權と結合して行使される。こゝに、封建的な規範——孝道・婦道など——が成立し、おこなわれる根據が、存在する。たとえば極端な場合、親のため家のために子女が身を賣ることが、子の道德的義務とせられたりする。これに反して、資本制社會においては、家父長權 (および夫權) は消滅しているのである。もつとも、後にのべるように、封建的家父長權的家族制度が資本制社會内に殘存することはあるが、次に、外部的相違。第一に、封建社會の家は政治と結合するものである。すなわち、封建社會の家の家父長は、家族を身分的に支配するのみではなく、家族をひきいる政治的支配者であった。こうした家父長は多く存在して、ピラミッド形をなす。こゝに、孝道は忠義と結合し、親が家父長の地位をはずかしめる不忠者であれば、子は親にそむいてでも君に忠義をつくすことが眞の孝道だとさえされた。そして、身分的支配服従は政治的支配服従の強弱に正比例する。これに反して、資本制社會においては、政治的支配は國家に集中せられるのである。第二に、資本制社會においては、家の生活のきそをなす収入を、家の構成員が、資本の生産再生産に直接間接に参加することによつて、獲得する。このことは、封建的れい屬關係をそのまま資本制社會にもちこんだような、半封建的な農家においても、そうである。しかし、封建制社會の家において

は、こうした現象はみられないのである。<sup>(四)</sup>

次に、資本家・労働者の家政について。(1) 資本家の家政 (S. 127, 133)。剰餘價値は、資本家の消費ファンドと蓄積ファンドとにわけられる。しかし剰餘價値というものは、單に前者だけでも後者だけでなく、兩者をかねるものである。すなわち、第一に、資本家の行爲行動が、彼において意識とくに意思を賦與された資本の機能にほかならぬかぎりでは、彼にとつては彼自身の私的消費は、彼の「資本の蓄積に對する盜奪」<sup>(五)</sup>という意義をもつ。第二に、富の發展するにつれて、資本家は單なる資本の化身ではなくなる。彼は彼自身のアダム(慾望)に對して「物のあわれ」を感じる。すなわち、第一に、資本制初期には、致富衝動が支配し、不蓄積は罪惡であつた。これに對して、第二に、蓄積は「節慾」および古風な偏見と考えられ、ぜいたくと奢侈とは生存目的いな信用獲得の手段とさえ考えられている。したがつて、資本家のぜいたくは、放らつな封建領主のぜいたくのような「ほがらかな性格」をおびてはいない。その背後には、むしろつねに「不純きわまる貧慾とさも不安げな勘定」<sup>(六)</sup>とがひそんでゐる。しかも、彼のぜいたくは彼の蓄積につれて増大する。それと同時に、資本家個人の「けだかい胸」のうちでは蓄積衝動と享樂衝動との間の「ファウスト的な衝突」<sup>(六)</sup>が展開されるのである。ここで、レンナーは、労働者をさく取することによる・資本家のぜいたくの例をあげ (supra)、結語としていう。「資本制的所有權は、この形態において直接に消費的淘汰の機能——非淘汰の機能といつてもよい——をもつ。それは、人間種族の再生産を害し、消費領域においても生産段階におけると同じように、人口減少的 depopulatorisch に作用する。」(S. 127) (2) 労働者の家政。それは、労働契約にもとづく賃銀によつてのみ、おこなわれる。したがつて、所有權・労働契約は、次の諸制度と結合せねばならない。それらの諸制度とは、——レンナーに従えば——社會保險、豫備ファンド Reservefond (例、労働者の所有する貯金・裝飾品・投資抵當權・公債・株など)、賃銀補

助金 *Lohnfondszubussen* (例、労働者自身の小家屋・小土地・小企業など) などである。しかし、それらも、労働者の家政を十分には安定させるものではないのである。(Renner, S. 127 ff.)

前にふれたように、家父長権的家族制度は、資本制社会内に残存することがある。その理由はともかくとして、<sup>(七)</sup>ここで、労働者・資本家の家において右の制度がどの程度残るかを一言しよう。第一に、親から離れて自分の一定の労働力を賣ることによつて生活しているところの、労働者の家においては、養う者と養われるものと支配服従関係は残るとしても、封建的規範は容易に消滅しうる。特に養う者の所得が一家の口をノリするにたらない場合、夫婦ともかせぎの場合には、なおさらである。第二に、大きな財産をもつところの資本家の家においては、それによつて妻や子さらには一族が生活させてもらうという関係が存在するかぎり、右の支配服従関係は容易に残存しうる。そのさい、祖先から承継した財産を中心とする家である場合には、封建的規範も容易に残るのである。

(一) 「歴史における究極の規定的契機は、直接的生の生産および再生産である。しかし、これはそれ自體また二種類にわかれる。一方では、生活手段、すなわち衣・食・住の對象の生産およびそれに必要な道具の生産。他方では、人間自身の生産、すなわち種の生産。そのもとにおいて一定の歴史的時代および一定の國土の人々が生活するところの社會制度は、二種類の生産によつて、すなわち一方では労働の・他方では家族の發展段階によつて、制約される。」(F. Engels, *Ursprung, S. VIII*, 西雅雄譯八頁をみよ。)

(二) Vgl. *Kapital*, II, S. 875 (III II, S. 356 f.)

(三) たとえば、アイゲンは、「こどもへや幼稚園をふくみ、成長しつつある世代に最初の労働教育をほどこした」(S. 33)が、資本制的所有権においては、「こどもは閉められたへやに捨てておかれて泣きわめく」(S. 133)なお、レンナーの所論の中には、彼が、資本制的所有権(およびそのと結合する諸制度)のさく取的な機能をにくむ餘りか、アイゲン(およびそれと結合する諸制度)を讚美するように見えるじよ述は、隨所に發見される。(たとえば、拙稿・同志社法學九の一(二)註四、同一〇二頁、本稿二二二頁、同二三〇頁本文など。)

(四) 近代家族と前近代的な家とを對比するものとして、川島『日本社會の家族的構成』、山中『市民社會と親族身分法』後編第二章など。

(五) Kapital, I, S. 622 (S. 556) f. なお、イタリア式簿記においては、私的支出は資本家の借方に記入された (Marx, a. a. O.)。資本家は他人の財産の管理人としてあらわれるのである。

(六) Marx, a. a. O. — Göthe, Faust, 二行、「ああ！彼の胸には二つの靈が宿つていて、その一方は他方から離れようと欲するのだ！」

(七) 前近代的な家族制度が近代社會内に残る根據につき、立命館土曜講座双書『新民法と家事審判法』中の西村信雄「家」の廢止と新相續法」I四、山中・前掲『身分法』後編第一章。なお、法律文化四3・4合併號中の山中「資本主義と家族制度」III。

## 二

最後に、所有權・相續の結合とその承繼的機能の構造について。もつとも、相續が何の承繼であるか、すなわち法律關係ないし地位もしくは權利の承繼であるか財産の承繼であるか、についてのレンナーの説明は必しも明かではない。ある個所 (S. 140) では彼は、相續法の「實質的」機能を労働と經營との承繼となしている。

まず、彼によれば、アイゼンの時代に、所有權・相續は「満足に」承繼的機能を營んだ。すなわち、法定相續人は相續財産の中で成長し、それを利用して生産・労働することを教えこまれた。「法定相續權は財産に最善の擔い手を與へ、そのある部分は共同労働者に彼の労働収益を引渡す。同時に、被相續人によつて信頼された者は、被相續人のあらゆる法律關係を知つてゐる。したがつて、經濟秩序の繼續を最もよく保障する。法と機能とのこのような驚くべき調和は、このような規制が變らない・永久的な・神聖な制度または『自然法』である、という信念をもちろんだやすく起させる。」(Renner, S. 136) このように、レンナーは、アイゼンといわば單獨相續<sup>(3)</sup>、所有權と相續との前近代的な形態、を讚美しているようにみえるのである。しかし、アイゼンから資本制的所有權えの變化の中において、新たな労働秩序が生ずるにおよんで、財産の承繼は單なる「經濟的承繼」から

「數學的承繼」「純粹な價值承繼」(SS. 137, 139)に變り、財産は(單なる物質的形態から)「價值形態」「貨幣額」に變るのである。すなわち、第一に、小企業者の相續は亂れる。なぜなら、その家の子は、早くから家を離れてゐるため、企業を承繼する能力をばもたないから。たとい企業を承繼するとしても、企業の方法が時代おくれであるため、間もなく失敗してしまふ。また、中小財産家の相續においては、それが長子相續の場合には、長子のほかの子は無産者階級におちる。分割相續の場合には、小額の相續分は次第に消費的豫備ファンドに轉化する。したがつて、このような相續は反社會的である。第二に、有産者の相續は反社會的である。なぜなら、その所有權自體がすでに反社會的であるからである。(SS. 137 f., 140)もつとも、レンナーも、相續制度そのものを否定するものではない。

ここで一言することがある。第一に、資本家の家が祖先から承繼した財産を中心とする家である場合、および農家において祖先から承繼した土地が一家の生活のきそとなつてゐる場合には、それらの財産は永久不變に子孫に承繼さるべきものとして、前近代的な單獨相續(および家督相續)が讚美される。なお、農家においても、單獨相續がおこなわれる場合(現在のわが國にも多い)、祖先から承繼した土地が一家の生活のきそとなつてゐる場合には、右の資本家についてと同じことがいわれうるのである。第二に、資本制的相續制度の意義に關するレンナーの所論は、A・メンガーのそれをおもいおこさせるものがある。メンガーによれば、相續法は無産者階級とはまつたく交渉がなく、有産階級の中でも一部分の者にしか交渉のない貴族的制度の一つである。彼も、レンナーと同じく相續制度そのものを否定するものではないが、相續權の徹底的な制限——彼のいわゆる「民衆的労働國家」における——を主張してゐる點が、注目されるのである。<sup>(三)</sup>

最後に、レンナーは、相續を「法的承繼」とよび、労働契約(S. 140)ないしその變形である企業の讓渡・賃貸(S. 139)などを「經濟的承繼」とよんで、兩者を區別するものである。その區別の標識は次のようである。まず、資本制社會においては承繼は多くは、前者よりもむしろ後者によつておこなわれる。したがつて、労働契約

は「最も普遍的な・最も機能に富んだ現時の法律制度」である。(S. 141) さらに、このことと関連して、後者は前者にくらべて特殊の能力を必要とする。こうした所論は、「身分から契約え」とか「法律關係の變動の原因は事實と行爲とである」とかいつた命題を、いいかえたものと考えられるのである。

(一) Renner, S. 134 及び Unger, Erbrecht, Einleitung を引用するのみである。それによれば 死は、靈魂の世界一般の上に何らの力をもたないのと同じように、法の組織の上に何らの力ももたない。このことは、一般的な法的確信と法の性質とに、深く根ざした法則である。「たとい個人は死んでも、彼の一身に專屬しない法律關係はいぜんとして存続する。たとい財産の從來の所持者が消滅しても、財産はその主よりも長く存在を續ける。他の人格者が空虚となつた地位を占め、死亡によつて生じた空隙をふたたびみたすのである。」と。——こうしたレンナーの所論のあいまいさが、次のようないわば文藝的、なレンナー解釋を生ぜしめるのであるうか。「この所有「アイゲン」は家族にその生産を繼續せしめ更に生産したものの、交換場ともなり——何故なら當時の生産は主として注文生産だつたから——又貯藏庫ともなり、事實上「承繼的作用」もここに確保せられて居つたと云ひ得る」(我妻・法協四五〇四二三頁。傍點＝加藤)と。

(二) 彼は、アイゲンにおける相續の他の形態として、第二次的に遺言相續・共同相續をあげている。(Vgl. S. 137) なお、本項一の註(三)をみよ。——なお、論者は、アイゲンがゲルマン法(ローマ法と對比)に屬する、とされる(我妻・前掲七)。しかし、資本制的近代的所有權の中にゲルマン法的要素が残存しているのと同様に、アイゲンの中にもローマ法的要素が存在する。また、アイゲンと資本制的近代的所有權との比較・後者の史的成立過程、の問題解決にとつては、ゲルマン法とローマ法との對比のみをもちだすことは十分だとはいえない(拙稿・同志社法學九號の一)註四、およびそこにかかげる拙稿をみよ)。

(三) A. Menger, Das bürgerliche Recht u. die besitzlosen Volksklassen, 1 Aufl., 57ff.; derselbe, Neue Staatslehre, 1 Aufl., II, Kap. II なお、相續制度のきそについて、青山道夫『身分法概論』六九。

〔附記〕 本稿は、日本法哲學會第七回學術大會(昭二六・秋)においてわたくしが試みた研究報告を——紙数を考慮しながら——敷衍したところのもの、をふくんでいる。同大會においては、いろいろお教えやご激勵をうけた。讀者諸氏が、さらに、徹底的にご批判くださることを期待する。